

一般財団法人ベターリビング
平成 12 年 6 月 1 日制定
令和元年 11 月 6 日改定

遮音性能評価業務方法書

注)本遮音性能評価業務方法書は予告なく変更する場合があります。

(趣 旨)

長屋又は共同住宅の各戸の界壁について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（以下「法」という。）第三十条第 1 項第一号及び法第三十条第 2 項の規定に基づき、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように提言する為に界壁及び天井に必要とされる性能を評価する方法を次に定める。

(性能評価の方法)

1. 次の図書等をもって性能評価を行う。
 - (1) 申請に係る界壁または天井の構造方法及び材料（以下「構造方法等」という。）の概要を記載した図書
 - (2) 平面図、構造断面図、成分表等
 - (3) 上記のほか、材料及び工法明細書、実験の結果その他申請に係る構造方法等を評価するために必要な事項を記載した図書
 - (4) 上記の図書のみでは評価が困難と認める場合については、当該構造方法等の全部又は部分
2. 「遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁及び天井の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百二十七号）」に規定する構造方法等との比較を行い、異なる内容（部分）がある場合はその点を確認する。
3. 上記で異なる内容（部分）を確認した場合は、その点が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（以下「令」という。）第二十二条の三第 1 項または令第二十二条の三第 2 項の規定を満足することを以下のいずれかの方法で評価する。
 - (1) 試験による（以下の各号に掲げる基準に適合する試験方法）
 - イ) 界壁構造の場合（法第三十条第 1 項第一号）
 - i 実際のものと同一の構造方法及び寸法の試験体を用いるものであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価できる場合には異なる寸法とすることができる。
 - ii 試験開口部をはさむ二つの室を用い、一方の室の音源から令第 22 条の 3 の表の上欄に掲げる振動数の音を発し、もう一方の室で音圧レベルを測定するものであること。
 - iii 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。
 - ロ) 天井構造の場合（法第三十条第 2 項）
 - i 試験体の同一性
試験体の材料及び構成は、原則として申請仕様と同一とする。
 - ii 試験体の個数
試験体の個数は、原則として 1 体以上とする。
 - iii 試験体の選定
同一種類とみなせる材料の場合、複数の仕様がある中で最も遮音性能上不利側と考えられる仕様を試験体として選定する。同一種類の範囲の

決め方、試験体の選定の方法は、別途の試験などで合理的に行うものとする。

iv 試験体の形状及び大きさ

試験体の形状及び大きさは、次の図1及び図2に示す範囲内のものとし、天井と界壁の取り合いも再現する。

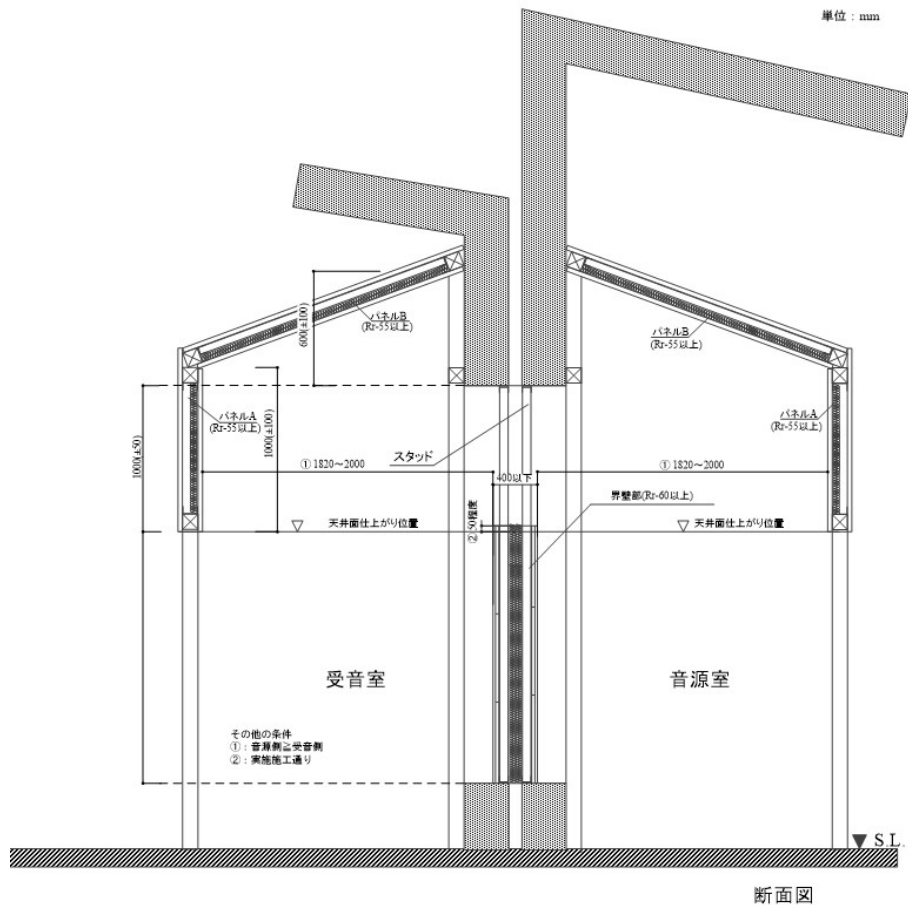


図1 壁先行工法（連続小屋裏空間）の場合

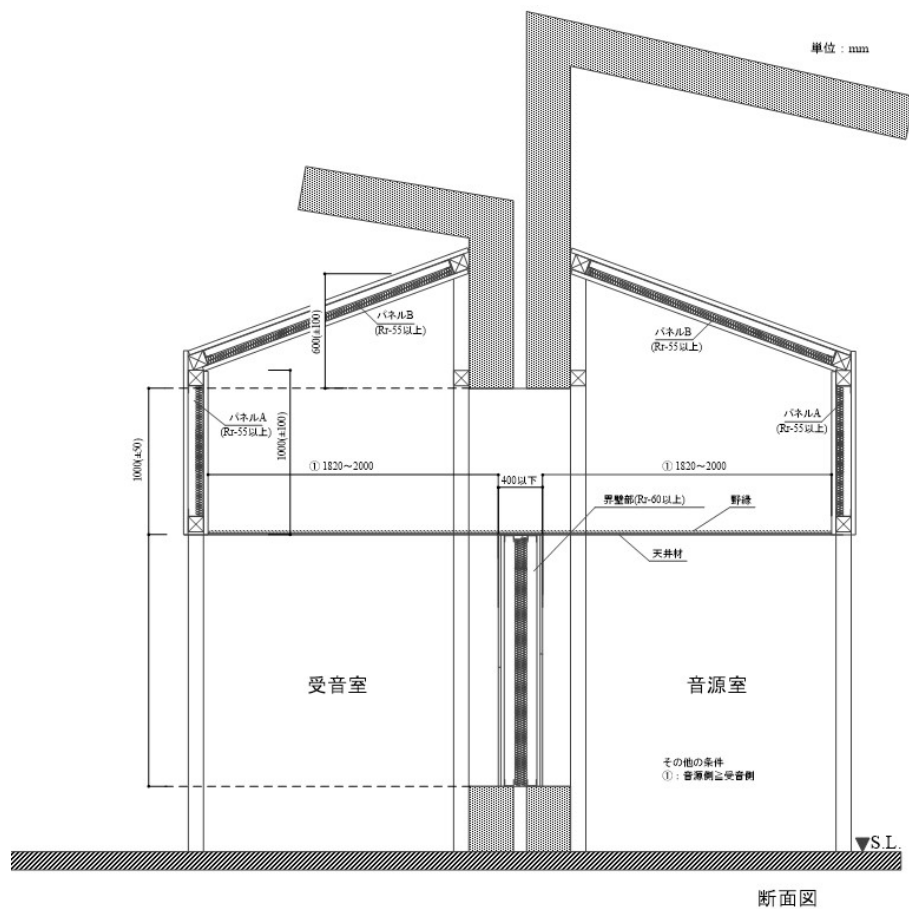


図2 天井先行工法（連続小屋裏空間）の場合

v その他

評価の客観性及び公平性を確保する上で重要な事項については、別に定める詳細規定を設けることができる。

- (2) その他同等以上の性能が確保できると判断ができる手法による。

4. 結果を以下の判断基準により評価する

次の表の上欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の下欄に掲げる数値以上であることとする。

(令第二十二條の三第1項及び令第二十二條の三第2項 遮音性能に関する技術的基準に掲げる表)

振動数 (単位 ヘルツ)	透過損失 (単位 デシベル)
1 2 5	2 5
5 0 0	4 0
2, 0 0 0	5 0

5. 性能評価書

評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名(会社名、代表者名)
- (3) 件名
- (4) 性能評価の区分
- (5) 性能評価をした構造方法の内容
- (6) 性能評価の内容
- (7) 評価員名
- (8) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項

(附則)

この業務方法書は、平成 12 年 6 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の業務方法書は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。

(附則)

改定後の業務方法書は、令和元年 11 月 6 日より施行する。